

大阪狭山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年(2019年)12月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

- 1 通知を行った者  
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日  
令和元年(2019年)12月16日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等  
令和元年11月25日付け大狭監第7023号 定期監査結果に関する報告  
健康福祉部 福祉グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況  
別紙(写)のとおりに



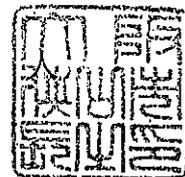
大狭法第5044号  
令和元年(2019年)12月16日

大阪狭山市監査委員

北井末廣様

松井康祐様

大阪狭山市長 古川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和元年11月25日付け大狭監第7023号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・監査指摘事項等に対する措置状況

【福祉グループ】

- (1) ご指摘のありました、「令和元年度奉仕員等(朗読ボランティア)養成事業委託契約書」「令和元年度要約筆記者養成事業委託契約書」「平成31年度(2019年度)奉仕員等(手話通訳奉仕員)養成事業委託契約書」については、契約書と仕様書において委託料の支払時期に齟齬が生じており、その支払い時期の取り扱いにつきましては、受託者と協議して仕様書に沿った取り扱いをすることとして事務処理を行っています。

次年度以降、契約書と仕様書に齟齬が生じないように適正に処理するものとします。

- (2) 民生委員児童委員協議会補助金について、福祉グループからの提出書類(定期監査調査票様式3、5)の記載に誤りがあり、ご指摘いただきました令和元年9月30日現在の支出は一括交付ではなく、半額のみ交付であります。

しかしながら、補助金等交付適正化に関する規則第5条に基づく支給期日は「5月末

日及び12月末日に各々その半額を交付する。ただし、特別の事由あるものに対し、市長が必要と認めるときは、随時に交付し、又は全額を一時に交付することができる。」と規定していますが、本年度は、6月25日及び10月10日に各半額を交付しているため、次年度以降、該当団体からの申出書をもって、適正に処理するものとします。